

川崎市ふるさと納税による寄附金を活用したNPO法人補助金交付要綱

令和8年3月13日
7川崎市第1289号
市長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、ふるさと納税（特例控除対象寄附金の対象となる都道府県等の指定に係る基準等（平成31年4月1日総務省告示第179号）第1条に規定するふるさと納税制度の対象となる川崎市に対する寄附行為をいう。以下同じ。）による寄附金のうち、寄附者が特定非営利活動法人を指定して納入する寄附を原資として市内で公益的な活動をする特定非営利活動法人を資金面から支援し、活動の発展を促すことを目的とする川崎市ふるさと納税による寄附金を活用したNPO法人補助金（以下「本補助金」という。）の取扱いに関し、川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年川崎市規則第7号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象法人)

第2条 本補助金の対象となる特定非営利活動法人は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人のうち、所轄庁が川崎市長であるもの（以下「川崎市認定法人」という。）
- (2) 川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例（平成24年川崎市条例第53号）別表に規定する法人（以下「条例指定法人」という。）

(補助対象経費)

第3条 補助の対象とする経費は、前条に規定する対象法人が4月1日から翌年3月31日までの間に実施する定款に規定する特定非営利活動に要した経費（管理的経費含む。）とする。ただし、次の各号に掲げる経費は除く。

- (1) 国、地方公共団体、その他の団体の本要綱によらない他の補助金、負担金、交付金（以下「交付金等」という。）及び委託料を受ける場合にあっては、当該交付金等の対象事業費又は受託した事業に係る経費
- (2) 特定の個人又は団体の利益となる活動に要する経費
- (3) 宗教活動、政治活動又は営利を目的とした活動に要する経費

(補助金交付申請)

第4条 本補助金の交付を受けようとする法人（以下「申請法人」という。）は、別に定める期日までに、次の各号に定める資料を添付した補助金交付申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金充当予定先一覧（第2号様式）
- (2) 予算書及び事業計画書（任意様式）

(補助金交付決定)

第5条 市長は、前条の申請を受理したときは当該申請の内容を審査し、審査の結果、本補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（第3号様式）により申請法人に通知するものとする。

2 市長は、適正な交付を行うため必要があるときは、申請の内容について修正を求め、又は条件を付

して本補助金の交付を決定することができる。

- 3 市長は、第1項の審査の結果、本補助金を交付しないことを決定したときは、補助金不交付決定通知書（第4号様式）により申請法人に通知するものとする。

（補助金交付基準）

第6条 市長は、前条の第1項の規定により交付決定した法人に対し、寄附の募集を始めてから終了するまでの間（以下「寄附受入期間」という。）に当該法人を指定して寄附されたふるさと納税の額（以下「寄附受納額」という。）の10分の7に相当する額を限度として、予算の範囲内で本補助金を交付する。ただし、算出した額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、寄附受入期間の終了日より前に川崎市認定法人又は条例指定法人でなくなった法人の寄附受入期間は、川崎市認定法人又は条例指定法人でなくなった日までとする。

（補助上限額の通知）

第7条 市長は、寄附受入期間が終了し、前条第1項で規定する補助金の額（以下「補助上限額」という。）が確定したときは、交付決定を受けた法人に対し、補助上限額通知書（第5号様式）をもって通知するものとする。

- 2 寄附受入期間中に寄附受納額の10分の7に相当する額が第4条の申請で設定した交付申請額を超えたときは、その差額について追加して交付申請することができる。申請する場合にあっては、別に定める期日までに補助金追加交付申請書（第6号様式）のほか、当初の交付申請額及び追加交付申請額の合計による補助金充当予定先一覧表を提出しなければならない。

（申請取下げ）

第8条 交付決定を受けた法人が申請を取り下げるときは、当該法人は市長に対し、補助金交付申請取下届（第7号様式）により速やかに届出を行い、その指示に従わなければならない。

（活動実績報告）

第9条 交付決定を受けた法人は、補助充当経費に係る全ての活動が完了したときは、補助金の交付を決定する日の属する市の会計年度が終了する日までに、補助金実績報告書（第8号様式）に次の各号に定める資料を添えて市長に報告しなければならない。

- （1）補助金充当先一覧（第9号様式）
- （2）活動実績報告書（第10号様式）

（補助金額の確定）

第10条 市長は、前条の報告を受けたときは、速やかにその内容を審査し、その成果が適正であると認めるときは、補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書（第11号様式）をもって、当該法人に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第11条 前条の規定により通知を受けた法人は、補助金交付請求書（第12号様式）により、市長に対し速やかに補助金の交付を請求するものとする。

(交付決定の取消し)

第 12 条 市長は、交付決定を受けた法人が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとし、交付決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書(第 13 号様式)により、その旨を当該法人に通知するものとする。

- (1) 詐欺その他不正な手続きにより本補助金を受けたとき。
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (3) その他この要綱の規定又はその他法令等に違反したとき。

(補助金の返還)

第 13 条 市長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、既に本補助金が交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(活動状況報告及び調査)

第 14 条 市長は、交付決定を受けた法人による事業の適正な執行を期するため、必要に応じて活動の状況報告を求めることができる。

- 2 市長は、必要に応じて活動の状況について調査を行うことができる。
- 3 市長は、前 2 項の規定に基づく報告及び調査の結果、必要な場合は指導、助言を行うことができる。

(資料の整備及び保存)

第 15 条 補助金の交付を受けた法人は、補助事業に係る収支を明らかにした帳簿、領収書等の関係書類を整理し、補助金の交付を受けた日の属する市の会計年度の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。

(雑則)

第 16 条 法人又は団体からの寄附については、本要綱の規定に準じて処理するものとする。

(委任)

第 17 条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は市民文化局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）川崎市長

主たる事務所の所在地

法人名称

代表者役職・氏名

川崎市ふるさと納税による寄附金を活用したNPO法人補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

1 補助金交付申請額（寄附受納目標額の10分の7）

円

2 添付資料

（1）補助金充当予定先一覧（第2号様式）

（2）予算書及び事業計画書（任意様式）

※（2）は補助充当経費に係る活動の実施期間が含まれる事業年度のものを提出してください。

3 申請に係る連絡先

担当者氏名	
電話番号	
メールアドレス	
希望する連絡方法	

補助金交付決定通知書

川崎市指令 第 号

主たる事務所の所在地

法人名称

代表者役職・氏名

年 月 日付け川崎市ふるさと納税による寄附金を活用したNPO法人補助金
交付申請について、補助金の交付を行うことを決定しましたので、次のとおり通知します。

年 月 日

川崎市長

1 交付申請額

円

2 交付予定額

円

3 交付申請額と交付予定額が異なる場合はその理由

交付の条件

- 1 川崎市ふるさと納税による寄附金を活用したNPO法人補助金交付要綱の規定を遵守し、同要綱第12条各号のいずれかに該当する場合は補助金の全部又は一部を返還すること。
- 2 補助対象経費に係る全ての活動が完了したときは、補助金交付決定日の属する川崎市の会計年度が終了する日までに補助金実績報告書（第8号様式）を市長に提出すること。

第4号様式（第5条関係）

補助金不交付決定通知書

川崎市指令 第 号

主たる事務所の所在地

法人名称

代表者役職・氏名

年 月 日付け川崎市ふるさと納税による寄附金を活用したNPO法人補助金
交付申請について、補助金の交付を行わないことを決定しましたので、次のとおり通知しま
す。

年 月 日

川崎市長

交付しない理由

補助上限額通知書

川崎市指令 第 号

主たる事務所の所在地

法人名称

代表者役職・氏名

年 月 日付け川崎市ふるさと納税による寄附金を活用したNPO法人補助金
交付申請について、補助上限額が決定しましたので、次のとおり通知します。

年 月 日

川崎市長

補助上限額

円

注意

- 1 川崎市ふるさと納税による寄附金を活用したNPO法人補助金交付要綱の規定を遵守し、同要綱
第12条各号のいずれかに該当する場合は、補助金の全部又は一部を返還すること。
- 2 補助金額については活動実施後に、その活動に要した費用により確定するため、補助金交付の上
限額と同じ金額が交付されるとは限らない。

補助金追加交付申請書

年 月 日

（宛先）川崎市長

主たる事務所の所在地

法人名称

代表者役職・氏名

川崎市ふるさと納税による寄附金を活用したNPO法人補助金の追加交付を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 補助金追加交付申請額（寄附受納目標追加額の10分の7）
円

- 2 添付資料
補助金充当予定先一覧表（第2号様式）

第7号様式（第8条関係）

補助金交付申請取下届

年 月 日

（宛先）川崎市長

主たる事務所の所在地

法人名称

代表者役職・氏名

年 月 日付け川崎市指令 第 号により交付決定を受けた川崎市
ふるさと納税による寄附金を活用したNPO法人補助金について、申請を取り下げますの
で届け出ます。

申請を取り下げる理由

第8号様式（第9条関係）

補助金実績報告書

年 月 日

（宛先）川崎市長

主たる事務所の所在地

法人名称

代表者役職・氏名

川崎市ふるさと納税による寄附金を活用したNPO法人補助金の補助充当経費に係る全ての活動が完了したので報告します。

1 補助充当経費

円

2 添付資料

- （1）補助金充当先一覧（第9号様式）
- （2）活動実績報告書（第10号様式）

活動実績報告書

法人名称	
------	--

補助金の交付を受けて取り組んだ具体的な活動内容

活動の成果・効果等

補助金交付額確定通知書

川崎市指令 第 号

主たる事務所の所在地

法人名称

代表者役職・氏名

年 月 日付け補助金実績報告書の提出がありました川崎市ふるさと納税による寄附金を活用したNPO法人補助金について、次のとおり交付額を確定しましたので通知します。

年 月 日

川崎市長

1 補助上限額

円

2 交付確定額

円

交付の条件

- 1 川崎市ふるさと納税による寄附金を活用したNPO法人補助金交付要綱の規定を遵守し、同要綱第12条各号のいずれかに該当する場合は、補助金の全部又は一部を返還すること。

補助金交付請求書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

主たる事務所の所在地

法人名称

代表者役職・氏名

川崎市ふるさと納税による寄附金を活用したNPO法人補助金の交付について、次のとおり請求します。

1 交付請求額

円

2 振込先口座

金融機関名	銀行		支店
預金種目	1 普通 2 当座	口座番号	
口座名義 (受取人)	フリガナ		
	名義		

第13号様式（第12条関係）

補助金交付決定取消通知書

川崎市指令 第 号

主たる事務所の所在地

法人名称

代表者役職・氏名

川崎市ふるさと納税による寄附金を活用したNPO法人補助金交付要綱第12条の規定により、補助金の交付決定を取り消しましたので、次のとおり通知します。

年 月 日

川崎市長

- 1 補助金交付決定通知書の通知番号
- 2 取消の理由